

国立市総合基本計画（第5期基本構想）の構成について

1 国立市総合基本計画とは？

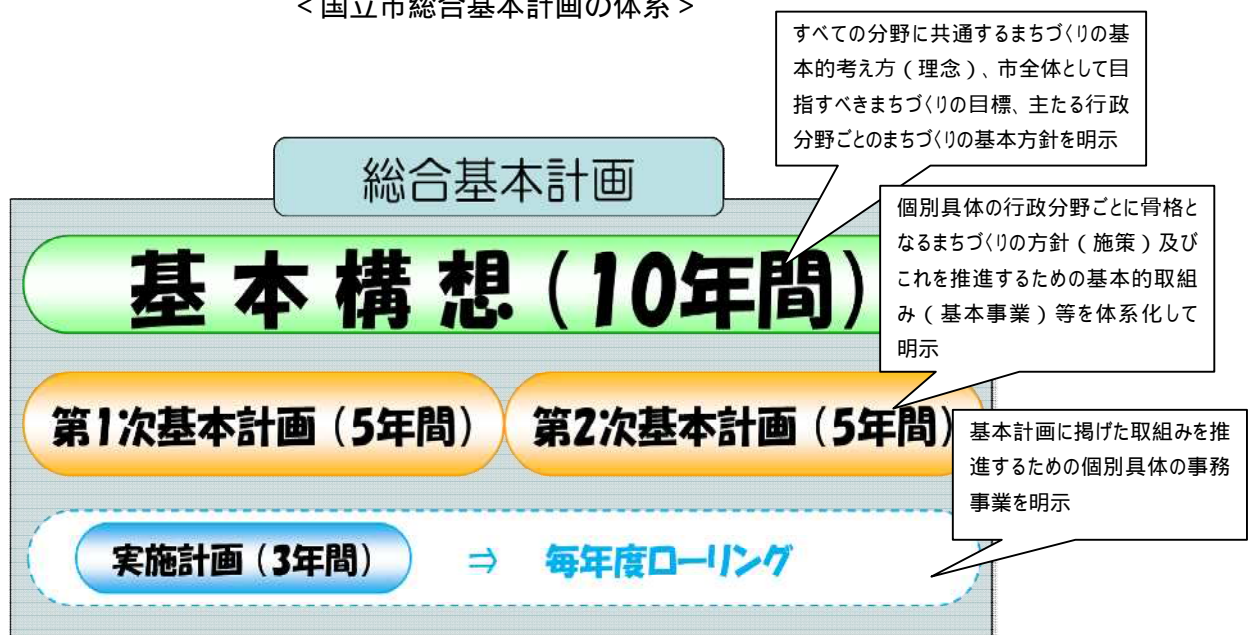
国立市総合基本計画は、本市が総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくための基本的な指針を示したものであり、市の最上位の行政計画に位置づけられます。本市では、現行の総合基本計画（第4期基本構想・第2次基本計画）が平成27年度をもって計画期間の満了を迎えることから、現在、新たに平成28年度を開始年度とする新たな総合基本計画の策定に取り組んでいます。

2 国立市総合基本計画の体系

国立市総合基本計画は、基本構想 - 基本計画 - 実施計画の3層で構成しています。このうち、「基本構想」は、本市が全ての行政分野に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）や、市全体として目指すべきまちづくりの目標及びその実現に向けた主たる分野ごとのまちづくりの基本方針を示すものです。構想期間は第一期から第四期までは10年間としてきました。基本構想検討委員会では、第5期基本構想においては、市長任期との連動性等を考慮し平成28年度～39年度までの12年間とする案をお示ししています。

また、「基本計画」は、基本構想を実現するため、個別具体の行政分野ごとのまちづくりの方針（施策）及びこれを推進するための基本的取組みを示すもので、社会経済情勢やまちづくりに対する市民ニーズなど、さまざまな変化に柔軟に対応できるよう、計画期間は基本構想より短く設定するのが一般的です。従来は10年間の基本構想に対し、基本計画は5年間としてきました。基本構想検討委員会では、第5期基本構想においては、基本計画は8年間とし、4年ごとに見直すとする案をお示ししています。

< 国立市総合基本計画の体系 >



年数は第四期基本構想における計画年数

3 国立市第5期基本構想の目次構成（案）

は基本構想審議委員会における検討対象

序 基本構想の策定にあたって【序論】																			
1 策定の背景	近年のまちづくりを取り巻く全国的な時代潮流の変化について言及した上、これを踏まえ、本市が総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくために第5期基本構想の策定に取り組む必要性を記述します。																		
2 構想の意義・目的	第5期基本構想の位置づけや目的について記述します。																		
3 国立市のなりたち・特性	今後のまちづくりのあり方を検討する上での基本的な前提条件の1つとして、国立市のこれまでのまちづくりの変遷や、人口・財政等の現状及び動向から見た特性を記述します。																		
4 社会経済情勢の展望	今後のまちづくりのあり方を検討する上でも、本市が特に念頭に置くべきマクロ的な社会経済情勢の変化や今後の見通しを整理し、これを踏まえた重点課題を記述します。																		
まちづくりの基本理念【総論】																			
今後10年～20年先を見据えた中で、市全体として全ての行政分野において共通して根底に置くべきまちづくりの基本的な考え方を「基本理念」として記述します。																			
まちづくりの目標【総論】																			
1 まちづくりの目標	平成39年度までの約10年間を見据えた中で、市全体として目指すべきまちの将来像をキャッチフレーズとして示すとともに、そのフレーズに込められた想いを記述します。																		
2 市民と行政の連携・協働によるまちづくりの推進	まちづくりの目標の実現に向けて、市民と行政の連携・協働の考え方を示します。																		
3 将来人口の設定	今後のまちづくりのあり方を見極める上で基本となる将来人口の推計値(概ね20年後まで)を示します。																		
4 土地利用構想	土地利用の観点から、まちづくりの目標を実現していくため、市全体及び北地域、東・中・西地域、富士見台地域及び南部地域の土地利用の基本的なあり方を記述します。																		
5 計画期間	まちづくりの目標を実現していくための計画期間を記述します。																		
まちづくりの政策【各論】																			
子育て・教育、保健・福祉、生涯学習・文化・スポーツ、地域・安全、環境、都市基盤、産業、自治体経営の主たる行政分野ごとに、骨格となるまちづくりの基本方針を記述します。																			
<table border="1"><thead><tr><th>主たる行政分野</th><th>行政分野の内訳</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 子育て・教育</td><td>義務教育、子育て支援、青少年育成</td></tr><tr><td>2 保健・福祉</td><td>健康・医療、高齢者福祉、しょうがいしゃ福祉等</td></tr><tr><td>3 生涯学習・文化・スポーツ</td><td>生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等</td></tr><tr><td>4 地域・安全</td><td>防災、防犯、コミュニティ(多文化共生、空き家対策を含む)</td></tr><tr><td>5 環境</td><td>環境保全、水とみどり、ごみ処理</td></tr><tr><td>6 都市基盤</td><td>道路、交通、市街地整備、景観、下水道</td></tr><tr><td>7 産業</td><td>商工業、観光、農業</td></tr><tr><td>8 自治体経営</td><td>市民協働、男女平等・人権・平和、行政運営等</td></tr></tbody></table>		主たる行政分野	行政分野の内訳	1 子育て・教育	義務教育、子育て支援、青少年育成	2 保健・福祉	健康・医療、高齢者福祉、しょうがいしゃ福祉等	3 生涯学習・文化・スポーツ	生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等	4 地域・安全	防災、防犯、コミュニティ(多文化共生、空き家対策を含む)	5 環境	環境保全、水とみどり、ごみ処理	6 都市基盤	道路、交通、市街地整備、景観、下水道	7 産業	商工業、観光、農業	8 自治体経営	市民協働、男女平等・人権・平和、行政運営等
主たる行政分野	行政分野の内訳																		
1 子育て・教育	義務教育、子育て支援、青少年育成																		
2 保健・福祉	健康・医療、高齢者福祉、しょうがいしゃ福祉等																		
3 生涯学習・文化・スポーツ	生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等																		
4 地域・安全	防災、防犯、コミュニティ(多文化共生、空き家対策を含む)																		
5 環境	環境保全、水とみどり、ごみ処理																		
6 都市基盤	道路、交通、市街地整備、景観、下水道																		
7 産業	商工業、観光、農業																		
8 自治体経営	市民協働、男女平等・人権・平和、行政運営等																		